

避難情報の発令基準が変わりました

災害時のいち早い避難につなげるため、町が発令する避難情報などを分かりやすく見直しました。

令和3年5月20日から

警戒レベル
4

避難指示で必ず避難

避難勧告は廃止です

警戒レベル	新たな避難情報等		これまでの避難情報等
5	 災害発生 又は切迫	きんきゅうあんぜんかくほ 緊急安全確保 ※1	災害発生情報 (発生を確認したときに発令)
~~~~<警戒レベル4までに必ず避難！>~~~~			
4	 災害の おそれ高い	ひなんしじ <b>避難指示</b> ※2	・避難指示(緊急) ・避難勧告
3	 災害の おそれあり	こうれいしゃとうひなん <b>高齢者等避難</b> ※3	避難準備・ 高齢者等避難開始
2	 気象状況悪化	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)	大雨・洪水・高潮注意報 (気象庁)
1	 今後気象状況 悪化のおそれ	早期注意情報 (気象庁)	早期注意情報 (気象庁)

※1 市町村が災害の状況を確実に把握できるものではないなどの理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではありません。  
 ※2 避難指示は、これまでの避難勧告のタイミングで発令されることになります。  
 ※3 警戒レベル3は、高齢者等以外の人も必要に応じ普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、危険を感じたら自主的に避難するタイミングです。

警戒レベル5は、  
すでに安全な避難ができず  
命が危険な状況です。  
**警戒レベル5緊急安全確保の  
発令を待ってはいけません！**

**避難勧告は廃止されます。**  
これからは、  
**警戒レベル4避難指示で  
危険な場所から全員避難  
しましょう。**

避難に時間のかかる  
**高齢者や障害のある人は、  
警戒レベル3高齢者等避難で  
危険な場所から避難  
しましょう。**

### コロナウイルスワクチン接種期間中の避難所の開設について

町が開設する避難所のうち、富来活性化センターについては、現在、感染症対策のための3密の回避、および新型コロナウイルスワクチンの接種会場として使用しているため、収容人数が少なくなっています。災害の規模によっては、富来活性化センターのほかに避難所を開設する計画です。

- 1 小規模な災害と想定される場合  
富来活性化センター（被害拡大の場合は富来中学校、富来小学校を順次開設）
- 2 大規模な災害が想定される場合、または発生した場合（順次複数開設）  
富来活性化センター、富来中学校、富来小学校

※避難所を開設する際は、志賀町から防災行政無線、行政情報メール、ケーブルテレビなどでお知らせします。



ひなん  
「避難」って  
何すれば  
いいの？

町の指定する避難所に行くことだけが避難ではありません。  
「避難」とは「難」を「避」けること。  
下の4つの行動があります。



### 行政が指定した避難場所 への避難

自ら携行するもの  
・マスク  
・消毒液  
・体温計  
・スリッパ など

### 安全な親戚・知人宅 への避難

普段から災害時に避難  
することを相談して  
おきましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。



普段から  
どう行動するか  
決めておき  
ましょう

### 安全なホテル・旅館 への避難

通常の宿泊料が必要  
です。事前に予約・  
確認しましょう。

※ハザードマップで安全か  
どうかを確認しましょう。

### 屋内安全確保

ハザードマップで以下の  
「3つの条件」を確認し  
自宅にいても大丈夫かを  
確認することが必要です。

想定最大浸水深

※土砂災害の危険がある  
区域では立退き避難が  
原則です。



「3つの条件」が確認できれば浸水の危険があっても自宅に留まり安全を確保することも可能です

#### ① 家屋倒壊等氾濫想定区域に入っていない (入っていると…)



流速が速いため、  
木造家屋は倒壊する  
おそれがあります

地面が削られ家屋は  
建物ごと崩落する  
おそれがあります

#### ② 浸水深より居室は高い

3・4階	5m~10m未満 (3階床上浸水~4階軒下浸水)
2階	3m~5m未満 (2階床上~軒下浸水)
1階	0.5m~3m未満 (1階床上~軒下浸水)
1階床下	0.5m未満 (1階床下浸水)

#### ③ 水がひくまで我慢でき、 水・食糧などの備えが十分 (十分じゃないと…)

水、食料、薬などの確保が困難になる  
ほか、電気、ガス、水道、トイレなどの  
使用ができなくなるおそれがあります



※①家屋倒壊等氾濫想定区域や③水がひくまでの時間(浸水継続時間)はハザードマップに記載がない場合がありますので、町に  
問い合わせてください。

豪雨時の屋外の移動は車も含め危険です。やむをえず車中泊をする場合は、浸水しないよう周囲の状況などを十分に確認して下さい。

# 国民健康保険税の納税通知書は 7月中旬に郵送します

## 国民健康保険税額はどのように決まるの？



### ① 世帯ごとに計算します。

一人一人が個別に納めるのではなく、世帯ごとにまとめて納めます。世帯主が他の健康保険に加入している場合でも、納税の義務は世帯主です。

### ② 年度（4月～翌年3月）ごとに計算します。

年度途中で国民健康保険に加入したり、やめたりした人がいるときは、加入していた月数で計算します。

### ③ 所得や加入者数などによって計算します。

### ④ 所得申告の内容により計算します。

軽減基準額に基づき、減額される制度があります。基準を下回っていても、所得申告がないと軽減されません。所得情報がない人については、6月に税務課から対象者宛てに通知が送られています。必ず申告してください。



## 国民健康保険税の納め方

- ① 納付書により、役場窓口、金融機関、コンビニエンスストアで納付
- ② 口座からの引き落としによる納付
- ③ 国の定めた要件に該当する人は、世帯主の年金から天引きとなります。

※ 国民健康保険税額が変わることで、支払い方法が変わる場合があります。

### 国民健康保険税納期

期別	納期限
1期	8月2日(月)
2期	8月31日(火)
3期	9月30日(木)
4期	11月1日(月)
5期	11月30日(火)
6期	12月27日(月)
7期	1月31日(月)
8期	2月28日(月)
9期	3月31日(木)

※口座振替の人は、納期限に引き落としします。残高確認を忘れずをお願いします。

## 年度途中でも、税額が変わることがあります

- ① 新しく国民健康保険に加入した人がいるとき
- ② 国民健康保険をやめた人がいるとき
- ③ 所得情報がわかったとき
- ④ 所得申告の内容が変更されたとき
- ⑤ 40歳に到達したとき

納付書は、全期分を発送  
しますので、なくさない  
ようお願いします。



税務課 国民健康保険税担当 ☎ 32-9142

## 新型コロナウイルス感染症の影響による減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす人は、

- ・国保税
  - ・後期保険料
  - ・介護保険料
- が減免となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡、またはとても重い傷病を負った世帯

↓  
全額免除

- ② 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の事業収入などが前年に比べて30%以上減少することが見込まれる世帯

↓  
一部を減額

減免を受けるには申請が必要です。詳しくは各担当課まで問い合わせてください。

税務課 国民健康保険税 ☎32-9142 住民課 後期高齢者医療保険料 ☎32-9121 健康福祉課 介護保険料 ☎32-9132



# 後期高齢者医療制度に 加入している皆さんへ



※ 65歳以上の人で障害認定を受けて後期高齢者医療制度に加入している人も対象です。

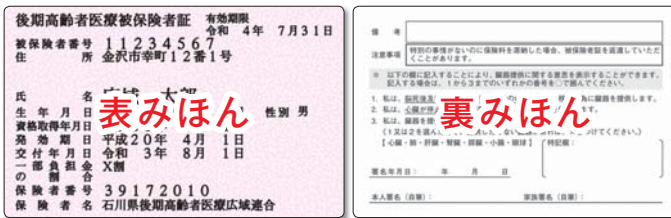
## 新しい保険証は7月中旬 送付します

今回の更新に伴い、保険証の色が青色から桜色に変わります。

令和3年度の新しい保険証(桜色)は、7月中旬に簡易書留で郵送しますので、8月以降に病院を受診する際は、**桜色の保険証**を忘れずに提示してください。



- ・使用できるのは**8月1日から**です。
- ・現在の保険証の有効期限は、7月31日です。8月1日以降は使用できませんので、裁断するなどして廃棄してください。



※有効期限内でも、世帯構成の変更や所得更正により、自己負担割合などに変更があった場合は、新しい保険証を交付します。それまでの保険証は、住民課または富来支所へ速やかに返還してください。

※医療機関での一部負担金の割合(1割または3割)は、前年中の所得をもとに決定します。

※新しい保険証の裏面に「臓器提供に関する意思表示欄」があります。その欄に貼るための目隠しシールは、住民課、富来支所で希望者に配布します。

### 保険料額決定通知書の送付

保険料は、前年中の所得をもとに決定し、7月中旬に、令和3年度の保険料額決定通知書などを送付します。

### 保険料の軽減

令和3年4月から、後期高齢者医療の保険料軽減措置が、一部見直しとなりました。詳細については、保険証の送付時に同封のリーフレット、または石川県後期高齢者医療広域連合のホームページをご覧ください。

詳しくは・・・

石川県後期高齢者医療広域連合

検索

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請

世帯全員が住民税非課税の場合は、病院などを受診する際の自己負担限度額や食事代などが軽減されます。該当する人には、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」を交付しますので、住民課または富来支所まで申請してください。

### 限度額適用認定の申請について

現役並み所得(負担割合3割)の人のうち、課税所得が690万円未満の人は、病院などを受診する際の自己負担限度額が軽減されます。該当する人は、申請により「限度額適用認定証」を交付しますので、住民課または富来支所まで申請してください。

なお、現在「限度額適用・標準負担額減額認定証」もしくは「限度額適用認定証」を持ち、8月以降も認定要件に当てはまる人には、保険証と一緒に新たな認定証を送付します。(再度の申請は必要ありません。)

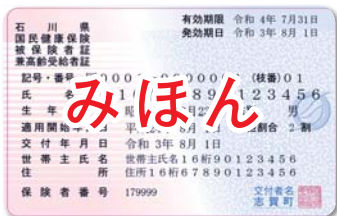
# 国民健康保険被保険者証が**一斉更新**されます。

現在使用中の国民健康保険被保険者証は**7月31日(土)**で有効期限が切れます。  
8月1日から使う被保険者証は7月中旬に送付します。

## 70歳未満の人の新保険証



## 70歳以上の人の新保険証



※新しい保険証の色は「**藍色**」です。

※裏面に「臓器提供意思表示欄」があります。  
臓器提供の意思を表示する人は、内容をよく読んで「署名年月日」「本人署名」「家族署名」欄に記入してください。

被保険者証（保険証）は1人に1枚交付します。被保険者全員分の保険証を**世帯主宛に簡易書留**で郵送します。記載の氏名・生年月日・住所などに間違いがないか確認してください。（短期被保険者証・資格証明書は、直接住民課で交付する場合があります）

職場の健康保険に加入した場合は、国民健康保険脱退の手続きが必要です。職場の健康保険証と国民健康保険被保険者証、印鑑、本人確認書類を持参し、住民課または富来支所総合窓口で手続きをしてください。

有効期限切れの古い被保険者証は、住民課または富来支所総合窓口まで返却するか、自身で廃棄処分してください。

## ジェネリック医薬品希望シール

保険証と一緒に「ジェネリック医薬品希望シール」を郵送します。

「ジェネリック医薬品」とは、新薬（先発医薬品）の特許が切れてから発売された「後発医薬品」のことで、新薬と同じ成分、同じ効能・効果をもつものです。開発費が安い薬代を安く抑えることができます。

被保険者証やお薬手帳などの余白部分にシールを貼って、病院や調剤薬局に提示してください。

※ジェネリック医薬品は、有効成分が同じでもメーカーごとに微妙な違いがあります。医師や薬剤師に相談し、違和感がでたら新薬に戻すことをお勧めします。



☎ 住民課 国民健康保険担当 ☎ 32-9121

## 健診・人間ドックを受診した皆さんへ

スタンプ会のポイント **100ポイント** プレゼント!!

志賀町では、国民健康保険加入者と後期高齢者医療保険加入者へ、健康増進を目的に「健康ポイント事業」を実施しています。

健診や人間ドックを受診した人に、健診会場または郵送で「健康ポイント引換券」をプレゼントしています。志賀スタンプ会、またはとぎスタンプ会の加盟店で、ポイント(100ポイント)と交換してください。

- 1 健診や人間ドックを受診する
- 2 引換券を受け取る
- 3 スタンプ会加盟店でポイントに交換する

◇ ポイントの交換は「志賀スタンプ会」または「とぎスタンプ会」加盟店で行ってください。

※ ポイントを交換するには、スタンプ会カードが必要です。加盟店にお問い合わせください。

※ 一部ポイント交換のできない加盟店もあります。

◇ ポイントの交換は**令和4年2月28日まで**となっています。期限内に交換してください。

※ 期限をすぎると、交換できません。

※ 引換券は再交付しません。紛失に気をつけてください。

☎ 住民課 国民年金担当 ☎ 32-9121

# 志賀町国民健康保険の「限度額適用認定証」 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を持っている人へ

現在の認定証は、**7月31日(土)**で有効期限を迎えます。

引き続き必要な人は、住民課または富来支所で申請をお願いします。

**入院または高額な外来診療費用がかかると言われたとき**



「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これにより、一度に多額のお金を立て替える必要がなくなります。

入院または高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などの窓口で
<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳未満の人</li> <li>・70歳以上75歳未満で非課税世帯などの人</li> <li>・70歳以上75歳未満で負担割合が3割の人</li> </ul>	住民課または富来支所で「認定証」(限度額適用認定証など)の交付を申請してください	「保険証」・「認定証」を提示してください
<ul style="list-style-type: none"> <li>・70歳以上75歳未満で非課税世帯または、負担割合が3割ではない人</li> </ul>	必要ありません	「保険証」を提示してください

● 「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの高額療養費の支給申請の手続きになります。  
(窓口で自己負担額を支払う ⇒ 役場で高額療養費の支給申請をする ⇒ 支払った自己負担額と限度額の差額が、後日支給される)

**みんなで取り組もう** 県民一斉防災訓練

## シェイクアウトいしかわ

実施日：7月7日(水) 11:00 (約1分間)

**参加者募集!**

シェイクアウトいしかわは、大地震が発生した際に、各自がどう行動したらよいかをあらかじめ考えたり、地震の揺れから自分の身を守るため「しゃがむ、隠れる、じっとする」といった「安全行動」をとる訓練です。  
この訓練への参加を通じて「地震への備え」について考えてみましょう。

○ **参加申し込み(無料)** はこちらから → または →

○ **訓練当日**  
参加登録した人には、訓練当日に、訓練開始の合図メールが届きます。  
地震を想定した身の安全を守る「**3つの安全行動**」を実践する。

○ **安全行動とともに**  
地震の揺れから身を守るためには、とっさの安全行動だけでなく、建物の耐震補強や家具の固定などを行うとより効果的です。

① **しゃがむ**

② **隠れる**

③ **じっとする**

おちる  
ものの固定

・チェーン+ヒートン(天井固定)

とぶ  
ものの固定

・ラッチ(開き戸や引出しなどに付ける)

うごく  
ものの固定

・耐震粘着マット  
・チェーンベルト

たおれる  
ものの固定

・L字金具  
・平金具

われる  
ものの対策

・飛散防止フィルム

石川県危機対策課 ☎ 076-225-1482

11 広報しか  
2021.7